

議案第209号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成22年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年
さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>ウ・エ [略]</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3に規定する里親に委託されている者</p> <p>ウ・エ [略]</p>

(3)～(8) [略]

(妊婦健康診査費の助成の方法)

第5条 市長は、妊婦が医療機関等又は助産所(市長が妊婦健康診査の実施を委託する者に限る。)において当該委託に係る妊婦健康診査を受けた場合に、当該医療機関等又は助産所に対し、規則で定めるところにより妊婦健康診査に要した費用を支払うものとする。

2 前項の場合において、妊婦は、前条の受診票を当該医療機関等又は助産所に提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、妊婦が医療機関等又は助産所において妊婦健康診査を受けた場合において、当該妊婦から申請があったときは、当該妊婦に対し、規則で定めるところにより妊婦健康診査に要した費用に相当する額を支給するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による妊婦健康診査に要する費用の助成を受ける権利及び子育て支援医療費助成金の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(妊婦健康診査費等の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって、妊婦健康診査を受け、若しくは妊婦健康診査に要した費用に相当する額の支給を受け、又は子育て支援医療費助成金の支給を受けた者があるときは、その者から、当該妊婦健康診査に要した費用に相当する額又は支給を受けた子育て支援医療費助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 [略]

(3)～(8) [略]

(妊婦健康診査費の助成の方法)

第5条 市長は、妊婦が医療機関等(市長が妊婦健康診査の実施を委託する者に限る。)において妊婦健康診査を受けた場合に、当該医療機関等に対し、規則で定めるところにより妊婦健康診査に要した費用を支払うものとする。

2 前項の場合において、妊婦は、前条の受診票を当該医療機関等に提出するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による子育て支援医療費助成金の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(妊婦健康診査費等の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって妊婦健康診査を受診し、又は子育て支援医療費助成金の支給を受けた者があるときは、その者から、当該妊婦健康診査に要した費用に相当する額又は支給を受けた子育て支援医療費助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号イの改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた健康診査について適用し、同日前に受けた健康診査については、なお従前の例による。